魯西亞國條約並稅則

全

魯西亞國條約義疏

帝國大學と人見博士

帝國大日本大君と全魯西亞國帝と懇親を厚ふし
及ひ友誼を固ふし兩國人民貿易之規則を立て永久の基と
充全ならしめん事を欲して條約を取結ふ為
日本大君之水井玄蕃頭
肥後守津田半三郎
魯西亞國帝之エフミユースプーチヤチン
像くを以て議定せり

安政元年第十二月廿一日
即千八百五十四年
第一月廿六日
第二月七日

第一條

永世改正和親條約ト共ニ存シ並同シ
キ効力ヲ有スヘキ追加約書ヲ左ノ條約
ヲ以テ定ム

第二條

日本政府ハサンドペートルビュルグニ
在留ヲ許ス

領事及ビ其ノ指揮ヲ受ケテ職務ヲ執行スル
法廷代理人ト雖モ又魯西亜国ノ各巻ノ内ニ
法廷代理人ノ設ケラレタル場合ニ於テハ領事及ビ領事ノ指揮ヲ受ケテ職務ヲ執行スル
其ノ設ケラレタル場合ニ於テハ領事及ビ領事ノ指揮ヲ受ケテ職務ヲ執行スル
西亜国ニ於ケル領事裁判ノ廃止ニ関スル
魯西亜国ニ於ケル領事裁判ノ廃止ニ関スル日本国ト魯西亜国トノ間ニ
魯西亜国ニ於ケル領事裁判ノ廃止ニ関スル日本国ト魯西亜国トノ間ニ
任命セラレタル領事官ヲ江戸ニ駐在セシムルコトヲ得
任命セラレタル領事官ヲ江戸ニ駐在セシムルコトヲ得
其ノ職務ヲ行フニ当リ日本国ノ法律ニ従フヘキコトヲ約ス
其ノ職務ヲ行フニ当リ日本国ノ法律ニ従フヘキコトヲ約ス

下関条約第二條

限より開く事

神戸東川 午七月の後より

兵庫 同九年六月の後より

右の外日本西海岸より敦賀に至る航路を開く事

第二條

下関条約第二條の場所をも左の如

卯子七月二十八日 午九年一月二十三日 午八百六十二年

第十條　露西亞政府ハ日本國ニ對シ樺太ノ全島ヲ永久ニ割與ス此島ノ北方ニ在ル諸島ニ付テハ露西亞政府ハ日本國ニ譲與スヘシ又露西亞政府ハ日本國ニ對シ北海道ノ沿岸及露西亞領ニ於テ凡十六箇月ノ間ニ日本國臣民ノ漁業ニ適當ノ場所ヲ與フヘシ此場所ノ細目ハ追テ之ヲ定ムヘシ

第十一條　日本國ハ露西亞國ニ對シ其ノ領地ニ於テ左ノ特權ヲ與フヘシ

一　千八百五十五年ノ日露條約ニ定メタル諸港ニ於テ露國臣民ノ爲メ各種ノ家屋倉庫ヲ建築シ及ヒ之ヲ賃借スルノ權

二　露國臣民ノ爲メ一ノ教會堂ヲ建設スルノ權

三　露國臣民ノ爲メ一ノ墓地ヲ設クルノ權

四　露國臣民ノ爲メ一ノ病院ヲ設クルノ權

五　露國臣民ノ爲メ一ノ公園ヲ設クルノ權

六　露國臣民ノ爲メ一ノ公會堂ヲ設クルノ權

七　露國臣民ノ爲メ一ノ劇場ヲ設クルノ權

八　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆浴場ヲ設クルノ權

九　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆食堂ヲ設クルノ權

十　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆娯樂場ヲ設クルノ權

十一　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆運動場ヲ設クルノ權

十二　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆射的場ヲ設クルノ權

十三　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆競馬場ヲ設クルノ權

十四　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆競漕場ヲ設クルノ權

十五　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆遊泳場ヲ設クルノ權

十六　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆遊歩場ヲ設クルノ權

十七　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆遊園地ヲ設クルノ權

十八　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆動物園ヲ設クルノ權

十九　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆植物園ヲ設クルノ權

二十　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆博物館ヲ設クルノ權

二十一　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆圖書館ヲ設クルノ權

二十二　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆音樂堂ヲ設クルノ權

二十三　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆演藝場ヲ設クルノ權

二十四　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆舞踏場ヲ設クルノ權

二十五　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆體操場ヲ設クルノ權

二十六　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆射擊場ヲ設クルノ權

二十七　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆競技場ヲ設クルノ權

二十八　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆遊戲場ヲ設クルノ權

二十九　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆娯樂場ヲ設クルノ權

三十　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆運動場ヲ設クルノ權

三十一　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆射的場ヲ設クルノ權

三十二　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆競馬場ヲ設クルノ權

三十三　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆競漕場ヲ設クルノ權

三十四　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆遊泳場ヲ設クルノ權

三十五　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆遊歩場ヲ設クルノ權

三十六　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆遊園地ヲ設クルノ權

三十七　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆動物園ヲ設クルノ權

三十八　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆植物園ヲ設クルノ權

三十九　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆博物館ヲ設クルノ權

四十　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆圖書館ヲ設クルノ權

四十一　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆音樂堂ヲ設クルノ權

四十二　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆演藝場ヲ設クルノ權

四十三　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆舞踏場ヲ設クルノ權

四十四　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆體操場ヲ設クルノ權

四十五　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆射擊場ヲ設クルノ權

四十六　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆競技場ヲ設クルノ權

四十七　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆遊戲場ヲ設クルノ權

四十八　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆娯樂場ヲ設クルノ權

四十九　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆運動場ヲ設クルノ權

五十　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆射的場ヲ設クルノ權

五十一　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆競馬場ヲ設クルノ權

五十二　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆競漕場ヲ設クルノ權

五十三　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆遊泳場ヲ設クルノ權

五十四　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆遊歩場ヲ設クルノ權

五十五　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆遊園地ヲ設クルノ權

五十六　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆動物園ヲ設クルノ權

五十七　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆植物園ヲ設クルノ權

五十八　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆博物館ヲ設クルノ權

五十九　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆圖書館ヲ設クルノ權

六十　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆音樂堂ヲ設クルノ權

六十一　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆演藝場ヲ設クルノ權

六十二　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆舞踏場ヲ設クルノ權

六十三　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆體操場ヲ設クルノ權

六十四　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆射擊場ヲ設クルノ權

六十五　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆競技場ヲ設クルノ權

六十六　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆遊戲場ヲ設クルノ權

六十七　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆娯樂場ヲ設クルノ權

六十八　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆運動場ヲ設クルノ權

六十九　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆射的場ヲ設クルノ權

七十　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆競馬場ヲ設クルノ權

七十一　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆競漕場ヲ設クルノ權

七十二　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆遊泳場ヲ設クルノ權

七十三　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆遊歩場ヲ設クルノ權

七十四　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆遊園地ヲ設クルノ權

七十五　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆動物園ヲ設クルノ權

七十六　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆植物園ヲ設クルノ權

七十七　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆博物館ヲ設クルノ權

七十八　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆圖書館ヲ設クルノ權

七十九　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆音樂堂ヲ設クルノ權

八十　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆演藝場ヲ設クルノ權

八十一　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆舞踏場ヲ設クルノ權

八十二　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆體操場ヲ設クルノ權

八十三　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆射擊場ヲ設クルノ權

八十四　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆競技場ヲ設クルノ權

八十五　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆遊戲場ヲ設クルノ權

八十六　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆娯樂場ヲ設クルノ權

八十七　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆運動場ヲ設クルノ權

八十八　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆射的場ヲ設クルノ權

八十九　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆競馬場ヲ設クルノ權

九十　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆競漕場ヲ設クルノ權

九十一　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆遊泳場ヲ設クルノ權

九十二　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆遊歩場ヲ設クルノ權

九十三　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆遊園地ヲ設クルノ權

九十四　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆動物園ヲ設クルノ權

九十五　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆植物園ヲ設クルノ權

九十六　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆博物館ヲ設クルノ權

九十七　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆圖書館ヲ設クルノ權

九十八　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆音樂堂ヲ設クルノ權

九十九　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆演藝場ヲ設クルノ權

百　露國臣民ノ爲メ一ノ公衆舞踏場ヲ設クルノ權

汲所附属
施
第六條
第六條ノ場所ト賃借
第六條
第六條ノ場所ニ於ケル魯西亜人連絡
時退
下借
賃
賃貸又新

小属スル学校病院等取
毛利

貸ア又ハ新
ル社祠家屋倉庫等ヲ建ツルモ許ス
いつも異人と建つた抵
事々変ツて成さゞる事
新築汽船修復の節ハ日本汽
魯西亜人建物の為借渡す場所
港の汽人ハ「ま」と云ふ
づさ時々異事件と日本政府と魯西亜デプロマチ
キアゲントホ来ル安政五年ロシヤ

第六條

魯西亞人唯商賣をなす為にのみ江戸并大坂ニ逗留する事を得

江戸ハ午七月より凡四十箇日の後ふ

大坂ハ同ク十二ヶ月の後ふ

千八百六十二年一月一日

千八百六十二年一月一日

相當なる區の場所幕撒きを「ゼ」親程も進て日本

汉人と魯西亜のチプロマチーキアゲントと淺宮にて

第七條

日本小一時或ハ速縁ある

事を発し自ら重宝と合一家法と服せしむる事を

汉魯長崎の仕来ハ既小廢せり

第八條

日本開港の場所小於て魯西亜人ハ

箱館ヨリ　長崎　長サ　凡十里

長崎ヨリ　神奈川　長サ　凡十里

神奈川ヨリ　兵庫　江戸ノ方ヨリ行ケバ六日ノ路ニシテ海湾ヲ隔テ兵庫ニ対ス　凡十里

兵庫ヨリ　都ニ至ル　京都ヲ距ル事十里ノ地ニシテ淀川ト称ス　凡十里

都ヨリ名古屋ヘ　凡十里

名古屋ヨリ　桑名　桑名ヨリ名古屋ヘ凡十里

桑名ヨリ　四日市　桑名ヨリ四日市ヘ凡十里

四日市ヨリ　白子　四日市ヨリ白子ヘ凡十里

白子ヨリ　津　白子ヨリ津ヘ凡十里

津ヨリ　松坂　津ヨリ松坂ヘ凡十里

松坂ヨリ　山田　松坂ヨリ山田ヘ凡十里

山田ヨリ　宮川　山田ヨリ宮川ヘ凡十里

宮川ヨリ　桑原　宮川ヨリ桑原ヘ凡十里

桑原ヨリ　四日市　桑原ヨリ四日市ヘ凡十里

四日市ヨリ　神戸　四日市ヨリ神戸ヘ凡十里

神戸ヨリ　兵庫　神戸ヨリ兵庫ヘ凡十里

兵庫ヨリ　大坂　兵庫ヨリ大坂ヘ凡十里

大坂ヨリ　伏見　大坂ヨリ伏見ヘ凡十里

伏見ヨリ　淀　伏見ヨリ淀ヘ凡十里

淀ヨリ　枚方　淀ヨリ枚方ヘ凡十里

枚方ヨリ　守口　枚方ヨリ守口ヘ凡十里

守口ヨリ　大坂　守口ヨリ大坂ヘ凡十里

大坂ヨリ　兵庫　大坂ヨリ兵庫ヘ凡十里

兵庫ヨリ　神戸　兵庫ヨリ神戸ヘ凡十里

神戸ヨリ　四日市　神戸ヨリ四日市ヘ凡十里

四日市ヨリ　桑原　四日市ヨリ桑原ヘ凡十里

桑原ヨリ　宮川　桑原ヨリ宮川ヘ凡十里

宮川ヨリ　山田　宮川ヨリ山田ヘ凡十里

山田ヨリ　松坂　山田ヨリ松坂ヘ凡十里

松坂ヨリ　津　松坂ヨリ津ヘ凡十里

津ヨリ　白子　津ヨリ白子ヘ凡十里

白子ヨリ　四日市　白子ヨリ四日市ヘ凡十里

四日市ヨリ　桑名　四日市ヨリ桑名ヘ凡十里

桑名ヨリ　名古屋　桑名ヨリ名古屋ヘ凡十里

名古屋ヨリ　都　名古屋ヨリ都ヘ凡十里

都ヨリ　大坂　都

三十二サツセン即ち一万四千百七十ポンド西海岸
より於ても亦多く返て開くを以て一港岸ものの親程も日本
及人と〳〵魯西亜チプロマチーキアゲントと滋賀
魯西亜人重立たる悪事たるを裁判と更又日本
打かすてゝ再び裁許かゝれそのは居留の場
取より一里の外かゝそ者等八日本奉行
より国地退去の事と魯西亜コンシュルかゝ

其者ヲ請引合等コンシュルの
の役相勤ル海の上退去の期限
随ひ之を変して三ケ年を越
寺社及ひ休息所を除くの外凡て城堡
ヶ条の如き取なくして来り
双方国人不相を棄置事
第九條

是ハ立會ヒヲ法日本人魯西亜人ヨリ選
ミ裁判ヲ式ヲ用ヒ開廷ヲ妨ケス
魯西亜人日本ノ賤民ヲ雇入商業ニ其外法開事ヲ
免ス
此條約ハ添タル商法ノ別冊ヲ互ヨリ書開ク
ヘシ

第十條

輸入の荷物定例の運上納めて

從て國地小輸入輸出の多く別冊の通日本汊所

運上と納むるを中立の價を好

日本の運上汊より相通の價銭法け其

る時を云ふと雖も若これを君む

入る事を云ふ

汊人より付ける價汊て運上を納むる事と雖

も其價なく直ち

輸入の荷物定例の運上納めて海の上より日本汊人より

輸入の荷物定例の運上納海の上は日本人より
に拘送とるとも別よ運上を取立る事なく
商税同様小定めたる運上を取立る事なく
商私ありて外国より輸入せる同一の物の運上と減
ある時は魯西亜人も同様小定せる通
魯西亜政府海軍用意の私船敏の間小
陸揚し庫内小蔵めく魯西亜政府委人吉凶後ある物

は運上の外沙法又ハ其不足を賣拂ふ時も同し
人より願出運上を日本政府へ納むる事
第十一條
此行の輸入を嚴禁たる魯西亜商私に魯西亜
四ポント三十六ソロッツニッキ以上を持渡ること
これを取上の上
魯西亜人日本人の所有の品商賣の分

時も其取上一行二十ルーブルの罰金

時ゝ其不取上一行ゟ弁二十ルーブルの過
料ゝ日本
役所ゝ納めゐ銭ゝ国庫ゟ控除の措
置ゝ為ゝ
第十二條
軍用の諸物ゝ日本役所の外ゝ売渡ゝ
亙の取引ゝ
米麦麦ゝ日本運商の農商西亜人及び
其又ゝ転
売中旅客食料の為の関売ゝ

とも積荷のとして輸出
和の銅貨を日本要用の限分
みなくなけの入札とん掛け
ひ渡をくる

第十三條

外國の法貨幣を日本貨幣同種類の同量
右通用
右金銀貨幣を金銀と量目
双方の國人互ひ
料とし掛ひよび日本と
貨幣と用ひる事妨

開港後凡そ十年の中各港の役所
とも亜人頼次外人の
と細銭
と洋輸出する事と洋
銭を輸出さるも輸出を
第十四條

双方國人の爭論ある時も
日本人罪ある時も日本役所

亜人民ある時も其国のコンシュルより
事ある
法を犯せる魯西亜人の事
て扶助
相当の
魯西亜コンシュル居合さる港
日本役人取押（最寄のコンシュルを達し

と雖も

此條約中の規定並別冊
に記せる外の法則を犯せ
ば

第十五條

日本と魯西亞との條約を改め又は
追て日本と魯西亞との條約に加入せん
とする時も亦國政府再檢查の事當

いづれも本條約調印の日より一ヶ年前迄に通達をなし

の内より一ヶ年前迄に通達をなし

第十六條

本條約は日本國の天皇陛下及合衆國の大統領より批准せらるべし且つ其批准は成るべき丈速に華盛頓に於て取換せらるべし

亜國へも免状を渡す

魯西亜國へも同様たるべし

第十七條

本條約は日本文百六十九年

六條約の報告書を来年六月二日即千八百六十九年七月一日より施行の事

第十七條

本條約の日本大君の御名を奥文と署名調印を記し魯西亜の文を倶に之と記し一通宛を交換すべし

魯西亜の方にては国書に名を署し玺を鈐して

記し一通宛を交換すべし

魯西亜の文を倶に之と

以て書を為す来年六月二日即千八百六十九年七月一日

其次第ヲ以テ合次官ヨリ
お雇ヲ取調書ヲ一ト以テ
該当双方ノ全権各本國ノ
文ヲ双方通用ノ
安政五年戊午七月十一日

永井玄蕃頭
井上信濃守

姫織郡正同

岩瀬肥後守同

津田小三郎同

井上信濃守同

稅則

日本國魯西亞國通商航海條約

第一章　程　第一則

日本國港ノ内ニ於テ魯西亞商民貿易ノ場所ヘ魯西亞商船入津次第ニ十四時
中ニ魯西亞ノ役人ヨリ日本役人ニ向テ其船ノ名ヲ告ケ且ツ其船ノ乗組人ノ
名前ヲ記シタル書付ヲ差出スヘシ
魯西亞コンシユルノ請取ノ書付ヲ以テ日本役人ハ魯西亞國ノ掟通リ船ヲ改
メ乗組人ノ名前ヲ記シタル書付ヲ受取ルヘシ

其外の書類を魯西亜コンシエルヘ領けたる請取
書なり

其上ふて其書を出さゝる内は其の先ず私の
右名前の名其私と仕出したる
港の名頭数私司又ハ頭立たる
組来たる旅人の名 京組肩ゝ
時々使入る 京組の越人数を得る
るものゝ相違なき旨を私司又ハ

頭立たるもの奥書彼是真名前を書載たる
のあり
同時小兒の名を記したるもの
在り其名の物の譜牒并書付入用の数を送
状を添一通ヅヽ其名の物引受先の人名
前を記したるもの也
和中開元の写本も写書「書加ふ」

但和中開意の和も書付の通相違なく
又ハ頭立たるその奥書ニ其名前を記
ハ此書ニ廉を日本の十二時 魯亜の
の中
小ニ付改る小於てハ
より後ハ書改むるう又ハ奥書ニ
ハ二十ルーブルの過料を日本
むべし

若書中

若書中に記載さるゝ不動産を陸揚するに
二重の運上を日本役所へ納むべし
船司或ハ頭立たるもの入港の多数書の期限
より急ぐ為ハ八十一ルーブルの手数料を日本
役所へ納むべし
開たる港小魯西亜コンシエルに届合せさる時ハコンシエル
多計簿の事件ハ魯西亜と和親の外国のコンシエル

又も日本運上所ふて取計ふ事

第二則

日本政府より其港内入津の船〻（軍艦を除く）小運上方改め

の役人乗込入る事當然たる事

乗組の者丁寧小取扱ひ船中まで出

来ざる事

夜中は日本役所より免ふ

荷揚荷卸又ハ積入ニ関ル物ヲ仕舞置ク戸口ヲ
夜中又ハ日本役人ノ許可ナクシテ之ヲ開キ
ト雖モ一家一室ニ付一個ノ割合ヲ以テ之ヲ
犯則ヲ発見シタルトキハ其物ヲ没収ス
人毎ニ八十一ルーブルノ過料ヲ日本役所ニ
日本役所ニ於テ荷物ノ取締
又ハ其事ヲ係ル者ハ次ノ条ニ通取

押へ「日本政府」「取上」へ
若物の中「言傚の如く」と積荷の同様小載せ
亜収納で減せんと仕組たるものは其取扱
「取上候」ものゝ如く
日本の開港ある港ニて密貿易を為す者は勿論
ならず魯西亜和蘭も其取扱を日本政府「取上」たる上
ぜる毎ニ多ニ百弁ルーブルの代料を納むべし

毛る毎ホ一千ニ百本ルーブルの亜料を納也」

仰仮の為入津の積荷を運上方へ陸揚し

日本役所へ頭る届一件并書入等の諸入

用を相尚の償を也其余の物の関港の通運上と日本役所へ納

也」

積荷の「と関港の他払」物を時を日本役人見分の

上来陸即ホ相分り免状を受ケ其の運上方へ

第三則

不物と送る者は文先の者より人津の者物と陸揚せんとする時も亦同様の差出をなし仮許へ出をなし

此書面を又引文人の名前様送状多く

の名前の代料と徳め其趣を高と其書付の表に

第四則

むる事

都て其人物の代料と倶に其書付又は人證の

なき證據中立る當地の日本役所の親實よ

ふ日本役所の證據なき物事を證據として

認むる事

右之通り積荷の目錄又差出し書類之内

若也右荷物の開き取調濟之上

日本政府ハ左ノ通リ改メテ差出運上政府ノ収ムル
定式ニ通リ改ムヘキ事

一輸入ノ品ハ輸入人ノ失費相当ノ価ヲ以テ
其物ノ損セサル程ノ直段ヲ定メ運上ヲ収ムル事

一輸入人ハ其物ノ内又ハ其趣意ヲ
取扱来ル元取側方格外時日ヲ費サヽル事

右之通リ改正輸入人銘々持支ノ無之様政府ヨリ

さるものに
託附をうけ
扱ふ職業
為故其
番数
亦組人
右の

小荷造ノ一元條約第十條ノ取極ノ通運上没収
ヲ受ケ又転載ノ事有條ニ付テ免
諸運上納濟ノ後運上没収ヨリ陸揚ケ不物没
許ス之ヲ没収ニ不物没ス方ハ運上没収ノ
船中ニ有ル共者ノ類ニ非ス仍テ
上没収ノ物ノ積送ヲ為ス者ハ
輸出ニ極テ重キ物ヲ積送ル者ハ

上級所（私名若の物の場合は勝者自身入る行数量同性各

若代料を泥せる若き書留を出し通郵便

あき由と運送人等便宜として名義と徳立

運上級所（若也必要私中「積込たる若の

級所（若也海の上標制の

入也ま仕改の上日本級所（取上

私中商用の私又も案組旅客の通用衣類等も運上

級所（若也書付と也添ふ及ま

第四則

出港手數ト殊ニ後日本十二時魯西亞二十一時ノ出港ナレハ日本ノ船ハ魯西亞ノ船ヨリ前ニ運上ヲ取扱ハ勿論ナリ」ト云ヒ日本ノ役人ヨリ前ニ運上ヲ取リ人等ハ「其儘中渡魯西亞コンミユニ」ト達シ

魯西亞國ノ軍艦モ入港出港運上納ノ手數ヲ

魯西亜國の軍艦七入港出港運上船の
運上船二隻人夫四百人差構ふ事
魯西亜國兵隊の為の蒸氣船入港出
一日より十一日迄に入港の多数と
若書面の通り数也
入港の度毎に出港の多数なるといふも
新水食料等買入の為入港の諸商船又
積荷の若書と出入ふ

数を為すことを要す

第一則 若干積荷を輸入の通定式輸入の多数をいふ

税則 英吉利ブリッキ、スクーネル、スループ、蒸氣船等を却

日本運上役所の規則より遠ひなる儘りの差也積荷

目録を出し送書ふ名前を記せる者は其犯を毎ふ

百六十八ルーブルの通料と日本役所へ納むべし

第六則

噸税を日本開港の場所へおくる魯西亜軍艦其他の諸軍艦は噸税を免せる筈なれども其他の諸船は噸税を納むべし

第七則

魯西亜軍艦の通具地より其他の諸港へ運上を納むべし

魯西亜軍艦入港毎に二十ルーブル

魯西亜軍艦の入港毎に二十ルーブル

魯西亜軍艦の通具地より其他の諸港へ運上を納むべし

第七則

噸税を日本開港の場所へおくる魯西亜軍艦其他の諸軍艦は噸税を免せる筈なれども其他の諸船は噸税を納むべし

百六十八ルーブルの通料と日本役所へ納むべし

第六則

運上所より出る各免状並ニ外の各書ニ付

ブルニコピーキス

商税同録

尊西亜人民
不拘小付
七月

一類

貨幣
銀兩

家畜賊並版本

衣のふくは運上ふくは運上なし

二類

紅毛の蓮洋綿具俵装並の為に用ゆる法

緑漆塗道具の儲ふ

蒸氣機並

衣裳 トタン 紅

楊生絹並

三類

穀粉パン並パンの粉
油類の諸類
肉の乳くは魚介の諸類

右は三別に分の運上を納むへし

都て蕎麦湯泡麩又は其他の法にて製したるもの

酵しもの飲もの

右も三別に分の運上を納むへし

トタン紙
揚生物菓

熱て前類の円（記さる者は一割の運上
を納むべし）
金銀貨幣并に椿油の外総て日本産の品と称
若しくは神奈川税関港後五年以内に輸出する時は五分の運上と通（
布告書並に商税見録を再版せり
望む者は商税見録を

安政六年巳六月

芝神明前 岡田屋和七

日本橋通壱町目 須原屋茂兵衛

馬喰町弐丁目 萬屋清兵衛

日本橋通壱町目 須原屋善三郎

日本橋通弐町目 須原屋茂兵衛

山城屋佐兵衛

横山町三丁目
和泉屋金藏門

芝宇田川町
和泉屋市藏

下谷池之端仲町
岡村屋庄助

本石町十軒店
播磨屋勝藏

浅草茅町二丁目
須原屋伊八

1002748513